

デマンドタクシー事業の指定乗降場所の追加などを行いました

市では、75歳以上の方もしくは障害をお持ちの方の移動手段確保のため、行田市デマンドタクシー事業を実施しています。このたび、4月1日付けで指定乗降場所の追加などを行いました。追加・廃止、名称を変更した指定乗降場所は、次のとおりです。

なお、4月1日からは、廃止となった指定乗降場所ではデマンドタクシーを利用できませんので、ご注意ください。

＜追加＞

B 鍼灸・接骨・整骨院		所在地
B-24	元気整体	佐間3-19-31
C 福祉関連施設(高齢者)		所在地
C-42	ショートステイそよ風	天満3-15
E 商業施設・店舗など		所在地
E-143	チカ美容室	桜町3-1-17
E-144	嶋村美容室	西新町1-172
L その他		所在地
L-10	Y・A音楽学院	城西5-5-12

＜名称変更＞

E 商業施設・店舗など	
E-86	エルバ → こむぎ日和

＜廃止＞

A 医療機関・調剤薬局	
A-23	田谷医院

▶問い合わせ 交通対策課地域交通担当

Gyoda City Hall has started a support desk for foreigners 外国人のためのサポート窓口をはじめました

行田市(ぎょうだし)では、日本語(にほんご)のわからない外国人(がいこくじん)が、市役所の手続き(しやくしよ)のてつづきをおこなえるようサポートをしています。

▶サポートの内容(ないよう)

- ・市役所の手続きの案内(しやくしよ)のてつづきのあんない)
- ・市役所での通訳補助(しやくしよ)でのつうやくのおてつだい)
- ・生活相談(せいかつ)そうだん)

▶時間(じかん) 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(げつようび)からきんようびまでの8:30から17:15まで)

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く(どようび、にちようび、しゅくじつ、12がつ29にちから1がつ3にちまではおやすみです)

▶場所(ばしよ) 地域活動推進課(しやくしよ)1かいちいきかつどうすいしんか)

▶問い合わせ(といあわせ) 地域活動推進課(ちいきかつどうすいしんか) ☎556-1111



ご活用ください 市民活動やる気応援助成金制度

地域のために活動するNPOやボランティアなどに助成金を交付します。また、これから活動を始める、あるいは活動を始めたばかりのNPO法人などの基盤整備にも交付します。

▶募集要項および提案書の配布場所 市民活動サポートセンター(コミュニティセンターみずしろ1階)
※市ホームページからダウンロード可

▶申請方法 事業提案をし、採択後に助成金申請をしてください。

▶提案受付期間

【第1期】5月18日(土)まで

【第2期】9月7日(土)まで

【第3期】12月7日(土)まで

※期間中でも予算に達した場合は受付終了となります。

▶提案提出方法 提案書に必要事項を記入し、添付書類を添えて持参、郵送、Eメールのいずれかの方法により提出してください。

【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸5-10 行田市市民活動サポートセンター

【Eメール】gyodashi-saposen@bz04.plala.or.jp

▶採択事業の決定 行田市市民公益活動推進委員会による審査結果を踏まえ、可否を決定します。また、審査結果は全ての団体に通知します。

▶問い合わせ 同センター ☎598-8616

戸籍制度が利用しやすくなりました

3月1日から、戸籍法の一部改正に伴い、次の事項が利用できるようになりました。

戸籍証明書の広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書が請求できます。

▶請求できる証明書および手数料

- ・戸籍全部事項証明書1通450円
- ・除籍全部事項証明書(改製原戸籍謄本を含む)1通750円

▶請求できる方 本人、配偶者、直系尊属(父母・祖父母など)、直系卑属(子・孫など)

▶注意事項

- ・コンピューター化されていない一部の戸籍・除籍、戸籍一部事項証明書、戸籍個人事項証明書(抄本)、戸籍の附票、身分証明書、独身証明書は広域交付の対象外となります。
- ・請求には本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、旅券など、最新の情報の顔写真付きのもの)が必要です。
- ・郵便請求、委任状による代理人請求、第三者請求は広域交付ができませんので、本籍地に請求してください。
- ・即日交付ができない場合があります。
- ・南河原支所での広域交付は行いません。
- ・広域交付は平日のみで、日曜開庁時は行いません。

戸籍の届け出の戸籍証明書添付の省略

本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍の届け出をする場合でも、戸籍証明書の添付が原則不要となりました。

▶問い合わせ 市民課戸籍・住民記録担当

市制施行75周年記念 春の収蔵品展「忍城ゆかりの武具」

郷土博物館が収蔵する、忍藩士所用の甲冑・刀剣・火縄銃をはじめ、忍城ゆかりの武具を中心に展示します。また、近年の忍城跡の発掘調査で、15世紀後半から16世紀前半の時代(中世)の籠手(かごて)が新たに出土・発見されたので、合わせて初公開します。

▶期間 4月20日(土)～5月26日(日)

▶会期中の休館日 4月29日、5月6日を除く月曜日、4月26日(金)、5月7日(火)・24日(金)

▶開館時間 午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)

▶場所 同館企画展示室

▶入場料 【大人】200円【大学・高校生】100円
【小・中学生】50円
※団体割引あり

▶問い合わせ 同館 ☎554-5911

縦覧・閲覧制度を利用して 固定資産の確認ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産の内容を確認することができます。

縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋に固定資産税が課税されている方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます。

▶日時 4月1日(月)～5月31日(金)(土曜日、祝日を除く)

【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分

【日曜日】午前8時30分～正午

▶場所 税務課資産税担当

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、4月1日から令和6年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課税内容を確認することができます。

また、借地および借家人も、賃借権などの目的である固定資産に限って閲覧することができますが、賃貸借契約書などの確認を必要とします。詳しくは同課までお問い合わせください。

▶お願い 縦覧および閲覧ができる方かどうかを確認するため、運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参してください。また、代理の方が来る場合には、委任状なども併せて持参してください。

▶問い合わせ 税務課資産税担当



忍城跡から出土した中世の籠手